

富士市事前都市復興計画

—概要版—

令和7年4月
富士市

富士市事前都市復興計画とは

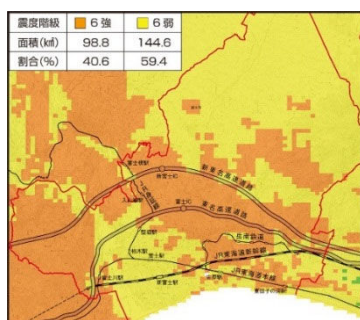
発災後、迅速かつ着実に復興まちづくりを進めることができるよう、あらかじめ、復興の課題を想定し、復興まちづくりの方向性や進め方等を定めた計画で、「復興ビジョン編」と「復興プロセス編」で構成します。

復興ビジョン編：復興まちづくりの目標や基本方針等について示したもの

復興プロセス編：復興の取組の中で、被災後の市民・事業者及び行政のそれぞれのうごきについて示したもの

本市で想定される地震被害（静岡県第4次地震被害想定）

南海トラフを震源とする巨大地震（レベル2）において想定される本市の最大の被害は以下のとおりです。



図：想定震度分布

<被害想定概要（レベル2）>

最大震度：6強

人的被害：死者 約 140 人 重傷者 約 520 人

建物被害：全壊 約 6,180 棟 半壊 約 12,390 棟

<被害特性>

- ・田子の浦港周辺における津波浸水被害
- ・東部地域における液状化被害
- ・「富士市役所北部」等における建物倒壊、狭あい道路の閉塞

復興ビジョン編

復興まちづくりの課題

市街地の復興の課題

災害に強いしなやかで
持続可能な市街地の形成

住環境の復興の課題

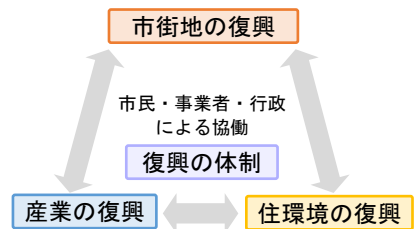
安心して暮らせる
住環境整備

産業の復興の課題

産業活動の停滞からの
早期回復

復興の体制等の課題

市民・事業者・行政の
協働による復興



連携して推進することが必要です



復興まちづくりの基本理念

基本理念は、上位計画である「富士市総合計画」及び「富士市都市計画マスタープラン」の基本理念を尊重し、以下の4つの視点に配慮し設定します。

基本理念

誰もが住みたい・住み続けたいと思える
安全安心な都市づくり

視点1：災害に強いしなやかで持続可能な都市づくり

視点2：市民が安心して生活できる環境の確保

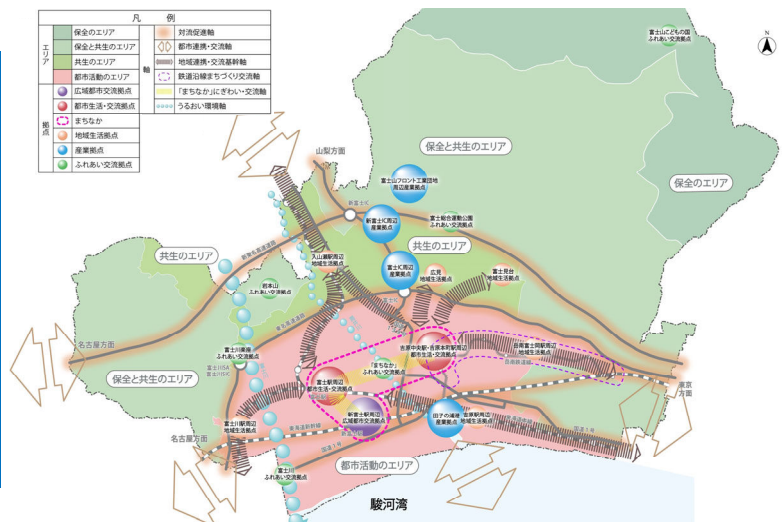
視点3：事業者が早期かつ継続的に操業できる環境の整備

視点4：市民・事業者・行政の協働によるまちづくり

(参考) 富士市都市計画マスタープランにおける拠点等の位置付け

○拠点：都市機能配置の考え方

広域都市交流拠点	広域都市間の交流を促進する拠点
都市生活・交流拠点	市民や来街者などあらゆる人が集まり、交流し、文化・情報の発信などを行う、本市の賑わいの中心地となる拠点
まちなか	市内外の多くの人で賑わう、魅力ある都市空間が連続した一団の市街地
地域生活拠点	地域生活の中心地で、地域生活を支えるサービス提供の場として多くの人で賑わう拠点
産業拠点	産業活動の中心地であり、雇用を創出する拠点
ふれあい交流拠点	人と自然のふれあい、また、スポーツやレクリエーションを通じて人と人との交流を深めるとともに、観光資源を活かした空間・景観の形成を図る拠点



⇒軸の考え方

対流促進軸	生活・ビジネス・観光などあらゆる面において、全国的な「ヒト・モノ・カネ・情報の流れ」を積極的に呼び込むための軸
都市連携・交流軸	広域及び隣接都市との連携・交流を促進する軸
地域連携・交流基幹軸	「まちなか」と地域との連携・交流を促進する軸
鉄道沿線まちづくり交流軸	観光資源として交流を促進する軸、また鉄道路線と沿線地域の連携により多様なまちづくりを促進する軸
「まちなか」にぎわい・交流軸	「まちなか」において、連携・交流を強化し、連続性のある賑わいを創出する軸
うるおい環境軸	本市における骨格的な水・緑が連続する空間

復興まちづくりの目標及び基本方針

市街地の復興

目標 災害に強い、安全・安心な市街地の早期形成

- 方針1：災害に強い市街地整備
方針2：段階的な市街地復興
方針3：まちの骨格となる都市計画道路の整備
方針4：復興地区区分に応じた市街地整備

住環境の復興

目標 誰もが安心して暮らせる良好な住環境の形成

- 方針1：利用しやすい仮設住宅・復興公営住宅の整備
方針2：住宅再建支援の充実
方針3：ライフラインの早期確保
方針4：医療・保健・福祉機能の維持及び教育機能の早期回復
方針5：生活道路や公共交通の機能回復

産業の復興

目標 活力を創り高める、産業活動の早期再開及び事業者の事業継続

- 方針1：産業拠点機能の早期回復
方針2：工場等における事業継続の促進
方針3：商業活動の継続性の確保
方針4：農林漁業等の早期再建

復興の体制等

目標 市民・事業者・行政の協働による復興まちづくり体制の構築

- 方針1：協働による復興計画の策定及びきめ細かな情報発信
方針2：人材確保及び復興まちづくり組織の設置促進
方針3：復興の進め方及び役割の明確化
方針4：行政内及び行政間の連携強化

復興地区区分について

行政が主体となり、被災した全ての地域の復興まちづくりを画一的に推進することは不可能です。そのため、市街地の特性や発災後に明らかとなる被害状況に応じて、まちづくりの主体や整備手法の異なる3つの復興地区区分を以下のとおり設定します。

復興重点地区

都市機能の集約を目指す地区の中で主に大きな被害を受けた地区等
＜復興の進め方＞
弾力的な市街地開発事業等により市街地整備を推進する

復興推進地区

都市機能の集約を目指す地区の中で主に相当規模の被害を受けた地区及び、その他の市街化区域内において大きな被害を受けた地区等
＜復興の進め方＞
道路整備やまちづくりルール等により総合的な市街地整備を推進する

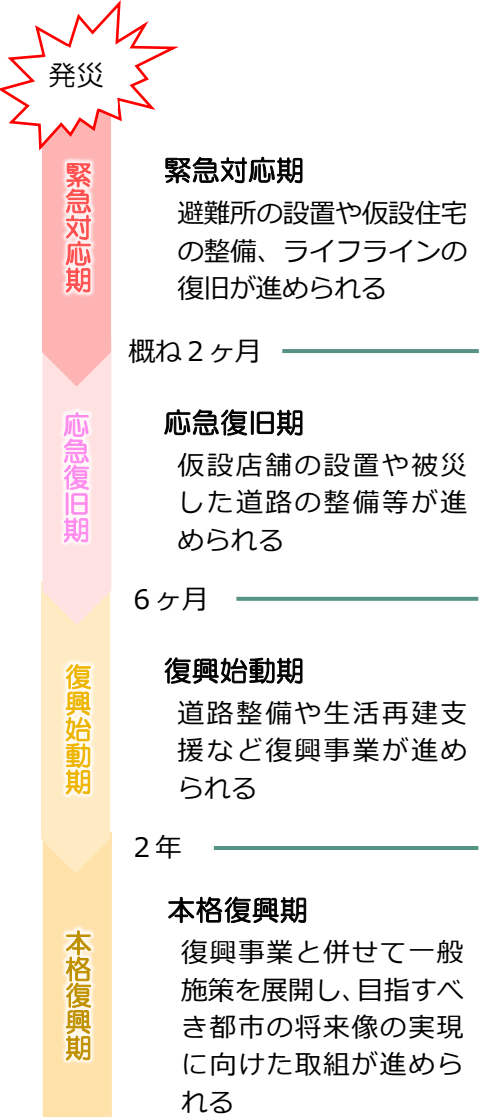
復興促進地区

市街化区域内で被害が散在した地区及び市街化調整区域内で大きな被害を受けた地区等
＜復興の進め方＞
まちづくりルール等によりまちなみや住環境の改善を図る

復興プロセス編

復興まちづくりのステップ

発災後の時間的経過に伴う4つのステップを設定し、その時の状況に応じた復興まちづくりを進めます。



復興のプロセスの見方

○: 復興プロセスの項目

市民・事業者のうごき

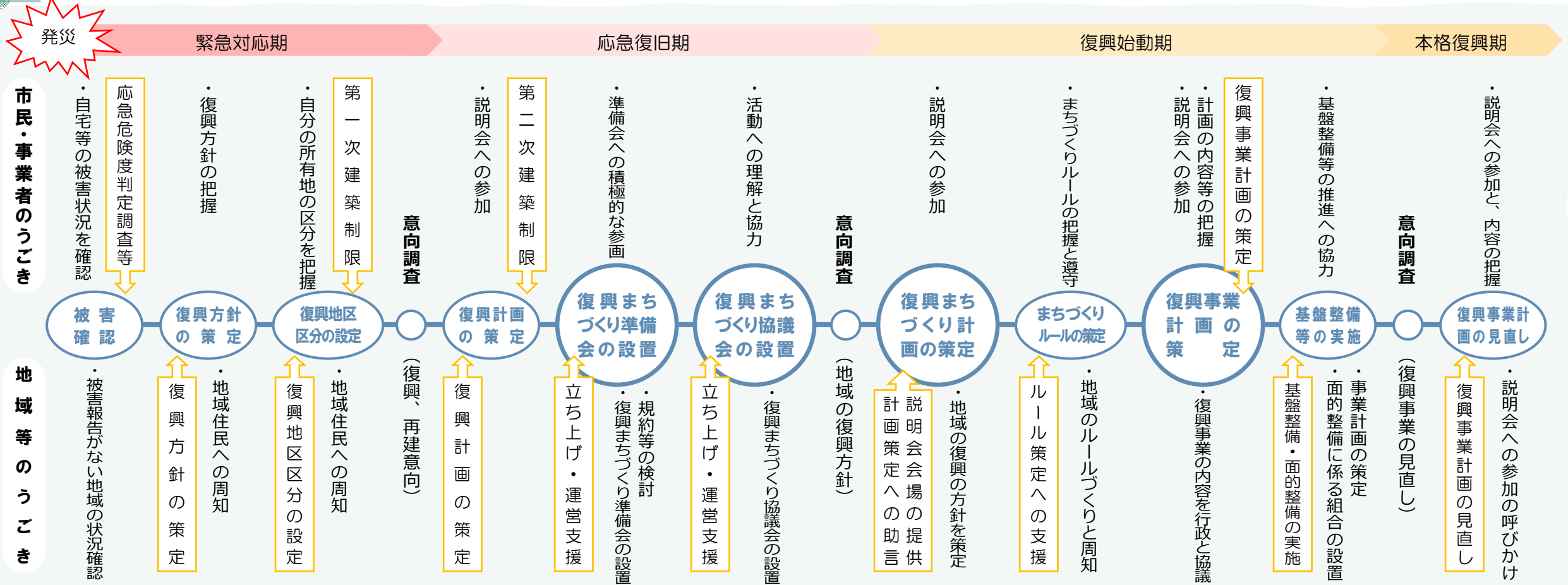
: 各家庭や個人、1事業者単位におけるうごき

地域等のうごき

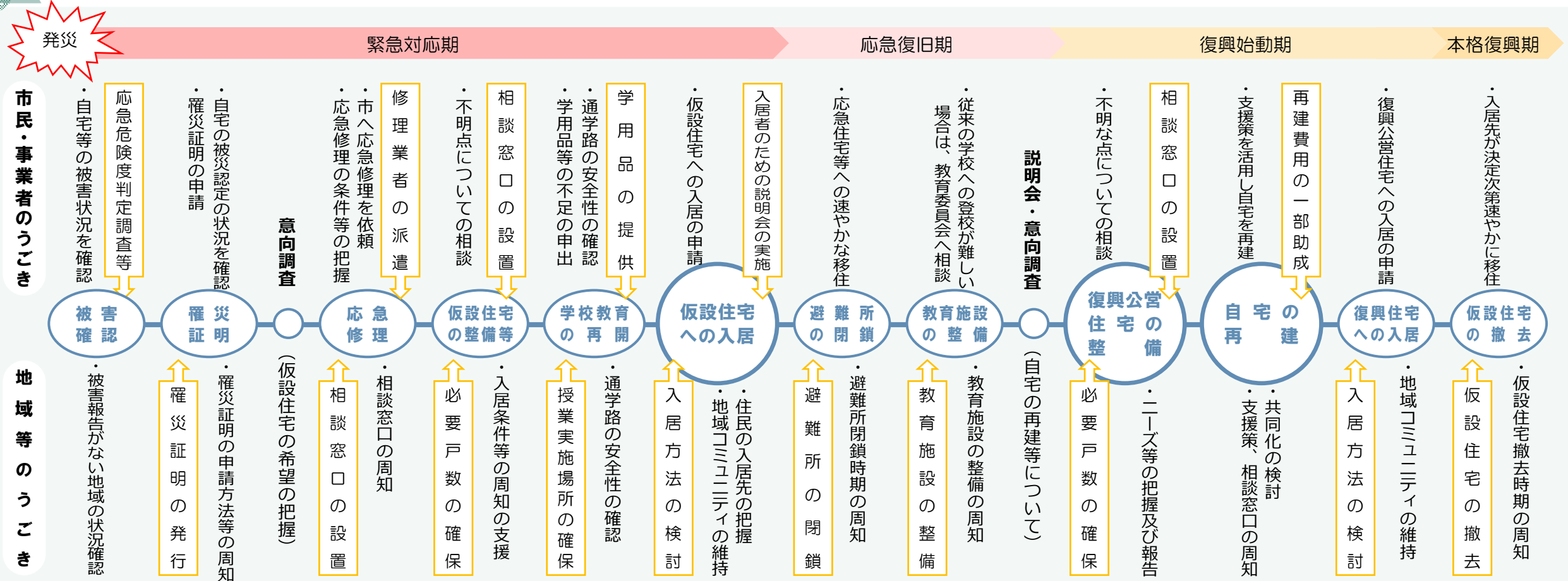
: 住民、事業者等を含めた地域単位でのうごき

↑: 行政のうごき

市街地の復興



住宅等の復興



医療・保健・福祉の復興

発災

市民・事業者のうき

緊急対応期

応急復旧期

復興始動期

本格復興期

被害確認

- 施設の被害状況を確認

福祉避難所の設置

- 福祉避難所の開設・運営

巡回訪問等の実施

- 巡回訪問の実施
- 体調不良等の申出

応急修理

- 施設の修理の実施

仮設施設の確保

- 相談窓口の設置
- 仮設施設、資器材等の確保

サービスの一部再開

- 仮設施設整備への支援検討
- 施設利用者への周知
- 行政への報告

福祉避難所の閉鎖

- 市民への周知
- 福祉避難所の閉鎖への協力

施設の建

- 福祉避難所の閉鎖
- 支援を活用し、施設を再建

通常業務の再開

- 施設再建の支援
- 業務再開の周知・報告

仮設施設の撤去

- 市民への周知
- 支援を活用し、仮設施設を撤去
- 仮設施設撤去の支援検討

商業・工業・農林漁業の復興

発災

緊急対応期 **応急復旧期** **復興始動期** **本格復興期**

商工業事業者のうごき

被害確認

- ・店舗・事業所の被害状況を確認

意向調査

応急修理

- ・施設・設備の被害状況を確認
- ・応急復旧業務の実施

仮設店舗機材等の確保

- ・応急危険度判定調査等
- ・店舗・事業所の被害状況を確認
- ・支援を活用し、応急修理を実施
- ・応急修理への支援
- ・仮設店舗等の確保の支援
- ・仮設店舗や代替施設の確保・支援策を活用
- ・相談窓口の設置

共同化の検討

- ・共同化に向けた検討組織の設置
- ・共同化検討組織の支援

仮営業（操業）の開始

- ・人員の確保
- ・仮営業に係る支援
- ・消費地等への情報提供
- ・風評被害対策のための情報提供に協力

雇用の確保

- ・就職相談会等の実施

事業の共同化

- ・検討組織で事業計画を作成、法人化
- ・施設整備等への支援

店舗・事業所等の再建

- ・農林漁業施設整備・再編の検討
- ・支援等を活用した、施設の整備

本格営業（操業）の再開

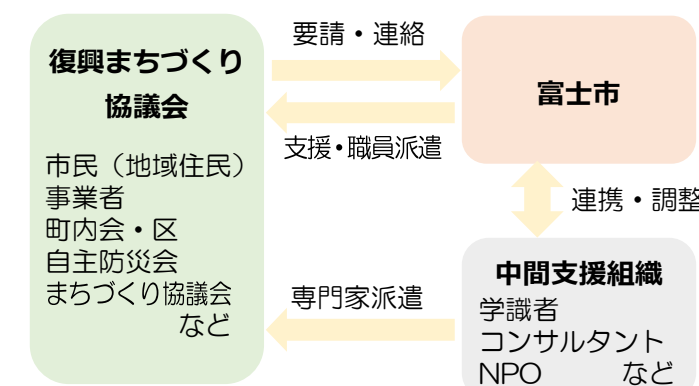
- ・支援等を活用し、操業を再開

仮設店舗等の撤去

- ・施設撤去のための支援
- ・仮設施設の撤去
- ・本格営業に向けた支援
- ・支援等を活用し、営業を再開
- ・相談窓口の設置
- ・本格営業に向けた再建計画の検討・支援策を活用し、店舗等を再建
- ・合同就職相談会の実施等
- ・就職相談会等の実施

農林漁業事業者のうごき

復興まちづくりには、地域住民の復興への意欲と合意形成が不可欠であるため、地域が主体となったまちづくり組織が重要です。また、復興まちづくりの検討の際には、行政の支援や、コンサルタント、学識者等といった中間支援組織の参画が必要となります。



本市では、発災後に地域住民等が主体となり、地域の復興まちづくりの方針等を検討する組織を「復興まちづくり協議会」とします。

設置時期	発災後概ね4ヶ月～
主な活動場所	地区まちづくりセンター、学校の空き教室、公会堂 など
構成メンバー	復興まちづくり準備会委員 被災した地域住民や土地所有者、地域の事業者、中間支援組織 など
活動内容	地域住民への情報提供、意向把握 復興まちづくりの範囲の設定 復興まちづくり案の作成・周知・合意形成 行政に対する復興まちづくりの提案

地域が主体となった復興まちづくり体制ができない場合は、行政主導や被災者個人による復興となります。住民の合意形成に非常に時間を要して復興が遅くなることが危惧されるほか、地域として一体感のある復興まちづくりの推進が困難となります。



復興まちづくりの推進に向けて

復興まちづくりに係る平常時の主な取組

市民・事業者・行政が平常時から復興まちづくりを考えておくことで、発災後の復興まちづくりを迅速かつ着実に進めることが可能となります。そのため、平常時より復興まちづくり訓練や講座等を実施し、市民や事業者、更には行政職員がそれぞれの立場で意識の向上に努めることが重要です。



市民	・発災時における避難行動等（避難先や連絡方法等）を家族で話し合う ・防災訓練や自主防災会活動への参加 ・自宅周辺の災害リスク（震度・液状化危険度等）を防災マップ等で確認する ・復興まちづくり訓練や講座に参加し、復興まちづくりの進め方等を知る
事業者	・従業員の安否確認・参集の方法を定め、周知する ・BCP（事業継続計画）を策定し、取引先や従業員に周知する ・防災訓練を実施し、防災体制を整える
地域	・自主防災会は、自主防災活動、防災訓練を積極的に実施する ・自主防災会は、地域の関係団体及び行政と協力し、復興まちづくり訓練を実施する
行政	・復興まちづくり訓練や復興まちづくり講座の実施 ・災害図上訓練（DIG）の実施 ・防災マップの作成・配布・更新 ・富士市事前都市復興計画の見直し・公表



復興まちづくり訓練

復興まちづくり訓練とは、「自分達のまちが被災したら、どのような被害が発生し、復興をどう進めるか」について、発災前から市民・事業者・行政が協働で考える取組の一つで、災害を想定して復興を模擬体験する訓練です。訓練の実施に当たっては、地域が主体となり取り組みますが、専門家の派遣や資料の作成など、行政が積極的に支援します。



○訓練の一般的な流れ

第1回	ガイダンス	学識者等の講話を聞いて、自宅の復興を考える
第2回	タウンウォッチング	まちを歩いて被害をイメージする
第3回	グループワーク	被災後の住まいや生活を確保する
第4回	グループワーク	復興まちづくり計画（案）を考える
第5回	報告会	訓練で検討した内容等を地域住民へ周知する

富士市事前都市復興計画 一概要版一

発行：富士市都市整備部都市計画課

〒417-8601 静岡県富士市永田町1丁目100番地

TEL：(0545)55-2786

FAX：(0545)51-0475

メール：toshikei@div.city.fuji.shizuoka.jp